

後期高齢者医療制度 の加入者で一定以上の所得がある人へ

医療費の負担割合が、1割から2割に変わります

☎ 後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎ 0120-002-719

10月1日から一定以上の所得がある人などは、現役並みの所得がある人(医療機関などでの窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割に変わります。ご自身の負担割合は、9月頃にお手元に届く新しい保険証でご確認ください。詳しくは問合せ先へ

令和4年9月30日まで

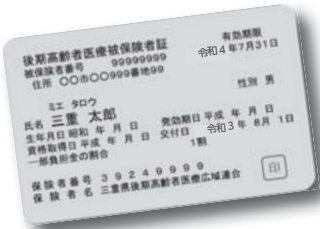
令和4年10月1日から

収入	区分	負担割合
↑ 高	現役並み所得者	3割
	一般所得者	1割
↓ 低		

区分	負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある人	2割
一般所得者	1割

▶ 2割負担になる世帯 (①②のいずれも該当する場合)

- ①住民税課税所得が28万円以上の加入者がいる世帯
 - ②加入者が1人の場合「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上(2人以上の場合、合計額が320万円以上)の世帯
- ※負担割合が2割となる人には、10月1日から3年間(令和7年9月30日まで)、1カ月の通院による負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が実施されます。(入院医療費は対象外)



後期高齢者医療制度 の加入者へ 保険証は7月中旬に簡易書留郵便で送付します

8月からは新しい保険証(紫色)で受診を

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 059-221-6883 保険年金室 ☎ 63-7105

現在の保険証(ピンク色)の有効期限は7月31日までです。8月からは、必ず新しい保険証で診療を受けてください。古い保険証は裁断して破棄するか、保険年金室へ返却してください。

今年度は、窓口負担割合の見直しのため、保険証の有効期限が9月末(紫色)までと令和5年7月末(若草色)までの2回に分けて送付します。2回目の交付時期は、9月中旬頃です。

※8月1日以降に75歳になる人へは誕生日の前月に保険証を送付します。

「限度額適用認定証」などを窓口で提示 → 医療費の支払いが自己負担限度額までに

- ◎世帯全員が非課税の場合は、入院時の食事代が減額されます。
- ◎認定証の交付には申請が必要です。詳しくは、保険年金室へお問い合わせください。
- ◎現在交付されている人で、引き続き同じ認定証の交付対象となる人には、自動更新により7月下旬に郵送予定です。8月に入っても届かない場合は、ご連絡ください。

7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します(原則、年金天引きとなります)

- ◎低所得世帯の人は、所得状況に応じて均等割額が軽減されます。詳しくは、送付の保険証に同封の「医療制度のご案内」をご覧ください。

新型コロナの影響を受けた 国民健康保険 後期高齢者医療制度 の加入者へ

保険税(料)の減免、手当金を支給します

◎減免や支給の要件について詳しくは問合せ先へ ☎ 保険年金室 国保担当 ☎ 63-7445 後期高齢者医療担当 ☎ 63-7105

<p>こんな場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶世帯主が感染に伴い死亡 ▶事業収入や給与収入などが前年より一定以上減少した 	<p>保険税(料)が減免される場合あり</p>	<p>こんな場合</p> <p>被保険者が感染(または感染疑い)のため仕事を休み、給与を受け取れなかった</p>	<p>傷病手当金が支給される場合あり</p>
--	-------------------------	--	------------------------

子育て世帯生活支援特別給付金

☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594

新型コロナの影響で失業もしくは収入が減少した子育て世帯の人へ

児童1人につき5万円を支給します

●ひとり親世帯

- ▶児童扶養手当が支給されている人へは、6月13日に案内文書を送付済
- ▶令和4年4月分の児童扶養手当が支給されていない人で、次の人は要申請

公的年金などを受給しているため児童扶養手当が支給されていない人で、令和2年中の所得が児童扶養手当の所得制限限度額を下回る人

または

新型コロナの影響で家計が急変し、令和2年2月以降の任意の1カ月の所得が児童扶養手当の所得制限限度額を下回る人

令和5年2月28日までに要申請

●ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

- ▶18歳(平成16年4月2日以降出生)までの児童(特別児童扶養手当受給児童は20歳未満)を養育する人のうち、次の人が対象となります。

- (1)令和4年度分の市民税が非課税の人
 - (2)新型コロナウイルス感染症の影響により市民税が非課税となる水準まで令和4年1月以降の収入が減少した人
- ※ひとり親世帯で支給されている人は除く

令和5年2月28日までに要申請

※(1)のうち、児童手当または特別児童扶養手当受給者は、申請不要で7月29日に支給します(7月11日に案内文書を送付予定)。それ以外の対象者は申請が必要。詳しくは、問合せ先へ



「子育て世帯生活支援特別給付金」の受給者には、「生活応援米(名張産コシヒカリ)」を支給します。詳しくは、問合せ先へ ☎ 農林資源室 ☎ 63-7625

※応援米の支給は申請が必要。子ども一人あたり10kgを支給